令和3年4月臨時会 福祉保健医療委員会の概要

日時 令和3年4月1日(木) 開会 午後1時 1分

閉会 午後1時55分

場所 第2委員会室

出席委員 岡田静佳委員長

渡辺大副委員長

藤井健志委員、小久保憲一委員、神尾高善委員、小谷野五雄委員、

金野桃子委員、松坂喜浩委員、町田皇介委員、山本正乃委員、石渡豊委員、

村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [保健医療部及び病院局関係]

関本建二保健医療部長、本多麻夫参事兼衛生研究所長、

小松原誠保健医療部副部長、仲山良二保健医療部副部長、

金子直史地域包括ケア局長、高橋司参事兼疾病対策課長、

吉永光宏食品安全局長、縄田敬子保健医療政策課長、横内治感染症対策課長、

川南勝彦感染症対策課感染症対策幹、川崎弘貴国保医療課長、

坂行正医療整備課長、加藤孝之医療人材課長、黒澤万里子健康長寿課長、

橋谷田元生活衛生課長、坂梨栄二食品安全課長、芦村達哉薬務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結	果
第83号	地方独立行政法人埼玉県立線 について	病院機構の中期計画の認可	原案	可決

【付託議案に対する質疑】

藤井委員

- 1 独法化を機に、県立病院は合理化や効率化の名の下、小児や救急などの不採算医療を やめてしまう、あるいは医療サービスが低下することはないか。また、新型コロナウイ ルス感染症の患者の受入れを拒むことはないか。
- 2 病院機構は、確保した医師を地域の医療機関に派遣し、本県の医療水準の向上に貢献していく考えはあるのか。
- 3 請求漏れ事案に対して、是正を求める県議会の決議が平成29年12月にあった。中期計画案の中でも、請求漏れ防止について言及があるが、この2,900万円の請求漏れの事案は、その後どのようになったのか。具体的には、当該職員への損害賠償請求と県職員への募金の取り扱いがどうなったのか。
- 4 他の病院から短時間勤務などの受入れをすること、また、他の病院に短時間などで勤 務することはできるのか。

保健医療政策課長

- 1 県立病院は、全県を対象とした高度専門医療を提供するとともに、政策医療や不採算 医療を行うことがその使命である。地方独立行政法人となっても県立病院であることに 変わりはなく、県民に対して果たすべき役割が変わることはない。このため、不採算医 療を行わない、あるいは合理化や経営の効率化のために医療サービスを低下させるなど の考えは病院機構にも県にも一切ない。また、今回の新型コロナウイルス感染症への対 応は、循環器・呼吸器病センターでは、新型コロナ第3波の緊急事態宣言の状況下では、 ピーク時に1日最大で57人もの患者が入院していた。県立病院は地方独立行政法人化 後も災害や公衆衛生上の重大な危害が生じた事態においては、知事からの要請に応えし っかりとその役割を果たしていくと聞いているので、コロナの対応もしっかりと行って いくと考えている。
- 2 地域で必要とされる公益性の高い医療を行うために、県立病院から地域の医療機関に 医師を派遣することは非常に重要であると考えている。県立病院はこれまでも県の医療 政策である小児救急医療を支援するため、県北部の医療機関へ休日夜間に非常勤医師を 派遣し、地域医療に貢献してきた。病院機構の定款や知事が法人に対して指示した中期 目標には、地域医療への貢献が明確に示されている。これに応えるため病院機構は今回 の中期計画において、地域の拠点病院へ医師を派遣し、医療水準の向上と医療体制の整 備に貢献することを明記している。
- 3 相手方にも弁護士を選任してもらい、対等な立場で和解を目指して話し合いを行い、 平成31年3月15日に、元職員が全体の損害額の4分の1に相当する719万1,8 10円を県に支払うということで合意に至った。現在、毎月分割で支払いが行われてい る。職員の募金については、各所属において募金者に返金したが、名前が分からない方 もおり、残金の493,651円については、平成31年3月25日に小児医療センタ 一に寄付をした。
- 4 他の病院から短時間勤務でドクターを受け入れることは可能である。また、他の病院 に短時間で勤務することは、公益性のあるものについては、一定程度認めている。

藤井委員

- 1 柔軟な処遇改善で医師確保を目指す中、こうした請求漏れの事案は職員のモチベーションだけでなく、医師確保にも悪影響を与えるものと考える。再発防止策はどのようになっているのか。
- 2 所属する病院と他の病院で勤務した場合の総労働時間について、何か課題はあるのか。

保健医療政策課長

- 1 再発防止策を講じることは、機構でも大変重要であると考えている。診療報酬制度は 2年ごとに改定され、その都度、改正に対応した請求内容になるよう更新しなければな らないため、請求漏れを防ぐことが、重要であると考えている。こういった課題に対し て、医事課職員を中心に病院全体で取り組むことが、病院収入の確保となり財務内容の 改善につながる。そのため、民間病院において医事業務の経験のある人材の採用を進め、 事務職員の専門性を高めるとともに、医事部長を配置するなど経営分析を行う医事部門 を強化したところである。不適切な事務がないように組織としてもしっかりと対応して いく。
- 2 所属する病院と他の病院で勤務した場合にも総労働時間を把握している。また、他の病院から来る場合についても、総労働時間を把握し、しっかり管理していきたい。

小久保委員

病院機構が定めた中期計画では、期間中に経常収支を均衡させるとしているが、どのように目標を達成していくのか。

保健医療政策課長

この中期計画は、目標期間中の経常収支均衡に向けて、各病院と機構本部が一体となり、 各病院で経営効率を高めながら、診療科ごとにどれだけ新規患者数や手術件数を積み上げ ることができるか検討を行いながら作成したものである。さらに、費用を削減するための 取組として、後発医薬品の導入や共同購入対象品目を拡大し、委託契約においては複数年 契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、経費節減を進めていく。地方独立行政法人 のメリットである独自性や柔軟性を生かしつつ、県立病院の持っている人材と設備を最大 限に活用することで中期目標期間内の経常収支均衡を達成していく。

小久保委員

病床利用率について、例えば、循環器・呼吸器病センターは埼玉県5か年計画では、令和3年度目標が81.4パーセントであるが、この中期計画では、令和7年度目標が81.0パーセントと下がっている理由は何か。

保健医療部長

県立病院は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構となり、本日県から独立した組織となった。5か年計画は県の計画であり、中期計画策定に当たっては、5か年計画とは別に、地方独立行政法人として、改めて設定した目標である。

小久保委員

令和7年度に収支をプラスに転換するために、どのように取り組むのか。

保健医療部長

医師をしっかりと確保することである。医業収益にすると、医師一人当たり1億円稼ぎ、支出は3千万円である。差し引き7千万円の純益が出る。10人そろえられれば7億円収益が上がる。これまで地方公務員法の縛りがあり、県立病院の医師確保は難しかったが、地方独立行政法人化することで自由度が高まる。こういったメリットを生かし、医師の確保に最大限努力をし、それにより収益を上げ、目標を達成していきたい。

松坂委員

医師の確保と育成について、独法化によりどのような成果を上げる考えなのか。

保健医療部長

医師の確保については、地方公務員法の縛りがなくなるため、今までよりも自由度を高めて、医師の専門性や実績に沿った処遇を行っていく。また、医師にとっては、より多くの患者・症例を扱うことで自身の実績を上げることができるという点が魅力となるため、それを前面に出すことで、しっかりと医師を増やしていく。中期計画では、45人の医師を増員することとしている。

松坂委員

中期計画の達成に向けた進捗管理は、どのように行うのか。

保健医療部長

中期計画は5年間の計画であるが、毎年度、事業計画を作成し達成状況等について事業 実績評価を行うこととなっている。実績評価は知事が行い、結果を議会へ報告する。これ らを通じてPDCAサイクルを回し、評価をしていくことでしっかりと進捗管理を行う。

金野委員

- 1 増員する医師45人について、病院ごとの内訳はどのようになっているのか。
- 2 県立病院の独法化による患者への影響は、どのようなものを想定しているのか。
- 3 知事が行う評価とは、評価委員会の設置のことでよいか。

保健医療政策課長

- 1 循環器・呼吸器病センターが14人、がんセンターが14人、小児医療センターが17人である。
- 2 県立病院としては、これまでと同様の医療提供サービスを行っていくため、患者への 影響はないと認識している。
- 3 御指摘のとおり、評価委員会を設置して評価する。

金野委員

- 1 精神医療センターについては、増員を予定していないのか。
- 2 評価委員会について、実績評価は知事が行うとの部長答弁があったが、評価委員会が 役割を果たすということか。

保健医療政策課長

1 精神医療センターについては、今回増員を予定していない。

2 知事から評価委員会に諮問を行い、評価委員会の意見を聴いた上で評価するということである。

村岡委員

- 1 中期計画の「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき 措置」の「1 優れた経営体に向けた組織づくり」に、「理事会を中心とした業務運営 体制を確立する」とあるが、理事会の構成、定数及び県職員の配置、並びにプロパ一職 員の配置についてはどのように考えているのか。
- 2 人材の確保と資質の向上について、独法化の大きなメリットは人材確保とのことであるが、新たな人事給与制度とはどのような制度なのか。
- 3 研修生の受入れを増やしていく、あるいは多様な勤務体制の導入を検討するとあるが、 具体的にどのようなことを考えているのか。
- 4 経営基盤の強化については、収入を増やし支出を減らすことに尽きると思う。収入を確保するために、新規外来患者数を増やし、病床利用率を上げていくとのことであるが、計画では、例えば、循環器・呼吸器病センターでは、新規外来患者数を令和元年度の実績から令和7年度には388人増やす目標となっている。また、病床利用率については、令和元年度の実績75.2パーセントを令和7年度の目標では81.0パーセントと、5.8ポイント増やす計画となっているが、目標値はどのような考え方で設定しているのか。
- 5 費用の削減については、時間外勤務と薬品費の縮減が掲げられている。先ほど後発医薬品の導入を進めるとの説明もあったが、薬品費の縮減とは何か。
- 6 料金に関する事項について、特別料金や診療時間外の診察料、駐車場料金などの上限 額が定められているが、今後、計画期間中に引上げにより負担増となることはないか。

保健医療政策課長

- 1 病院機構の定款により理事長、副理事長、理事によって構成するとされている。定数は、理事長1人、副理事長2人以内、理事8人以内としている。県職員とプロパー職員の配置の考え方については、医師や看護師、コメディカルといった医療職については、県職員から法人職員に身分が引き継がれたため、法人のプロパー職員となる。一方、事務職員については、当面は県から法人への派遣により業務を行うこととしている。なお、将来にわたっては病院経営の専門性を高めるため、長期的な視点の中で事務職員のプロパー化も進めていきたいと考えている。
- 2 医師については、その専門性に応えられる処遇を定めるため、医師のスキルや経験を 評価する専門医制度を給与に反映する仕組みや、年俸制の導入などを考えている。
- 3 優れた指導医がいることや症例が多いといったことが、その病院で研修したいということにつながっていくので、優秀な医師を確保し、この病院ならば多様な経験が積めるといったことをアピールし、研修医を増やしていく。多様な勤務体制については、医師をしっかりと確保し、働きやすい勤務体制を作るとともに、例えば、育児休業や子育て休暇といった職員の勤務条件を整え、ワークライフバランスを向上させていく。こうした取組が好循環となり人材の定着と新たな人材の確保につながると考えている。
- 4 この中期計画は目標期間中の経常収支均衡に向けて、各病院と機構本部が一体となり、 各病院で経営効率を高めながら、診療科ごとに医師の充足状況や患者のニーズなどを考 慮し、どれだけ新規患者数や手術件数を積み上げることができるか検討を行いながら作 成したものである。地に足の着いた計画であり、努力により達成可能な目標として設定

している。

- 5 主に後発医薬品の導入を進めることを考えている。
- 6 料金については、今回の地方独立行政法人化に伴い改正は行っていない。利用料は法人が独自で価格が決められる貴重な収入源ではあるが、患者の経済的負担にもつながることから、類似病院や周辺病院の状況、診療報酬などを参考に十分に検討する必要があると考えている。なお、計画に定めた料金を変更する際は、中期計画の変更が必要になるため、料金の上限を変更する場合には、改めて議会で審議することになる。

村岡委員

- 1 先ほど中期計画における医師の増員については、循環器・呼吸器病センター14人、 がんセンター14人、小児医療センター17人との説明があったが、小児医療センター 以外は医師の定数に対する充足率が100パーセントに満たなかったと思う。充足率を 目標に掲げなかった理由は何か。
- 2 資料1-1の経営基盤の確立「中期目標期間内の経常収支均衡」において、令和3年度から5年度にかけては毎年5億円の削減であるが、令和6年度から7年度にかけては 8億円を削減するとなっているのはなぜか。

保健医療政策課長

1 地方独立行政法人には定数という考え方はないので、患者の二一ズや病院運営において必要な医療人材を地方独立行政法人制度の特徴である人材確保の優位性を最大限に生かしてしっかりと確保していく。なお、令和2年度の常勤医師の定数は334人であったが、法人移行時の4月1日時点では常勤医師396人を配置する。看護師については、令和2年度の定数は1,548人であったが、法人移行時において1,632人を配置している。

保健医療部長

2 医師をしっかりと確保することで収益を増やしていく計画であるが、医師を増やして もすぐに収支は改善しない。前半に医師をより多く増やすので人件費も同時に増えるこ とになるが、収益はすぐには増えない。収益への効果が表れるまでタイムラグがあるの で、前半よりも後半の方が収支改善幅は大きくなっている。

村岡委員

午前中の本会議において、知事は答弁の中で、不採算医療についても切り捨てるようなことはないと言っていたが、検討するのは病院機構であるとも言っていた。一方、先ほどの答弁の中では、県にも機構にも不採算医療をやめるといった考えはないとの説明であるが、不採算医療をやめるといったことはないのか。

保健医療部長

地方独立行政法人の仕組みは、知事が中期目標を法人に示して、法人はその中期目標を 達成するための中期計画を作成するが、中期目標を達成するためのプロセスについては法 人に任せることになる。県として法人の手足を過度に縛らず、その代わり結果を出しても らうという仕組みである。小児医療や救急医療、精神医療といった不採算部門については、 県が示した中期目標の中で指示されている。また、不採算であるため、持続可能な経営体 として、県からの運営費負担金を今までと同様の基準で交付を受けることで、これまでと

【付託議案に対する討論】

なし